



ジェフリー通信

すずか

2024

4月

「ジェフリーすずか通信」はウェブサイトでもご覧になれます。

<https://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/>

さんかくまめちしき

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行されます！（女性支援新法）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）とは？

4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（通称：女性支援新法）が施行されます。

女性は、日常生活や社会生活を送る上で、女性であることにより、様々な困難な問題に直面しやすい状況にあります。

たとえば、性暴力など「性にまつわる問題」や、DVなど「家庭の問題」、不安定な仕事で生活困窮するなど「お金の問題」など多岐にわたります。それでも「仕方がない」、「自分さえ我慢すれば」と耐えてしまうと、どこにも相談しない・できないまま問題が深刻化してしまいます。この新たに施行される女性支援新法は、そういった様々な困難に陥っている女性を支援するために作られた法律です。

なぜ女性に特化した法律なのか

これまで、高齢者や生活困窮者などを対象とした福祉の法律がそれぞれ作られ、時代の変化に応じて「DV防止法」などもできましたが、いずれも対象や対応に細かな制限があり、女性をめぐる課題に対応しきれていませんでした。

そうした中、新型コロナウイルスが拡大し、初めて緊急事態宣言が出された直後（2020年4月）、仕事を失った男性は32万人でしたが、女性はその倍以上の74万人にのぼりました。その背景には、不安定な非正規雇用の女性が多いことが要因とされています。また、DVに関しては、全国の「配偶者暴力相談支援センター」・「DV相談プラス」への2020年度の相談件数が18万件以上にのぼり、女性の自殺者も急増しました。このため女性の「福祉」に特化した法律が必要だとして、2022年5月にこの新法が成立しました。

裏面に続きます→

具体的な内容は？

現在、各都道府県には、すでに女性支援に関して、一時的な居場所や様々な情報を提供する「婦人相談所」や入所施設の「婦人保護施設」があります。

ですが、これまで女性支援は67年前に作られた「売春防止法」に基づいて行われており、売春をする女性や、そのおそれのある女性を「婦人保護事業」として「保護」し、「更生」させることを目的としていました。

しかし、近年の女性が抱える問題は、多様化・複雑化・複合化しており、現行の法律では「女性の福祉」や「自立支援」という視点が十分でなく、制度的に限界がありました。

そこで、新しく「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定した女性支援新法では、現代の困難な問題を抱える女性にもっと「寄り添って助けていく」という新たな理念・目的に基づき、これまで以上に女性の立場に寄り添ったきめ細かな支援が行われます。

どのような支援が行われる？

◆女性支援新法と売春防止法の比較

	売 春 防 止 法	女 性 支 援 新 法
目的	売春を行うおそれのある女子(=要保護女子)に対する補導処分および保護更生の措置を講じ、売春防止を図る。	困難な問題を抱える女性の支援の施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせるような社会実現に寄与。
施設	【婦人保護施設】 要保護女子を収容保護するための施設。	【女性自立支援施設】 困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、その心身の健康の回復を図るために必要な支援を行う。
相談機関	【婦人相談所】 要保護女子の相談、必要な調査ならびに医学的、理学的及び職能的判定を行い、必要な指導を行う。一時保護を実施する。	【女性相談支援センター】 困難な問題を抱える女性の立場から相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行う。一時保護を実施する。
相談員	【婦人相談員】 要保護女子の発見、相談、指導等を行う。	【女性相談支援員】 困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う。

支援機関の名称も変わり、婦人相談所は「女性相談支援センター」へ、入所施設の婦人保護施設は「女性自立支援施設」になります。

そして、現在の「婦人相談員」も「女性相談支援員」へと呼び名が変わります。都道府県などの役所や施設に所属していますが、保護するだけでなく役所の手続きに同行したり、弁護士や医療関係者など専門家をつないだりして一緒に本人を支えるなど、これまで人数も少なくなかなか行われてこなかったこまやかで継続的なサポートが行われることが想定されています。

相談窓口について

各都道府県や市町村、支援団体などに窓口があります。また、この新法が元となり立ち上げられた厚生労働省の特設支援サイト「あなたのミカタ」では、支援を必要とする女性が必要な情報にアクセスしやすいように、女性が抱える問題にはこういったものがあるのか、分かりやすく事例が紹介されているほか、地域の身近な相談窓口が検索できます。そして、「女性支援新法」の概要なども分かりやすく紹介しています。

厚生労働省特設支援サイト
「あなたのミカタ」

<https://anata-no-mikata.jp/>



「2024年度 男女共同参画団体」募集!

鈴鹿市男女共同参画センターでは、男女共同参画社会づくりを目的とした活動を行ったり、当センターの設置目的に賛同し、協力する団体（主として市内で活動する団体）に対して、その団体の活動を支援するため、登録制度を設けています。（但し、宗教・政治・営利目的の団体を除きます。）



申請条件

- ①男女共同参画社会づくりを目的とした学習又は活動を行う団体
- ②センターの設置目的に賛同し、市が行う男女共同参画に関する事業に積極的に参加できる団体
- ③活動の本拠地が、原則として市内である団体
- ④政治、宗教又は営利活動を目的としない団体

登録団体になると…

- ①施設の使用申込が6か月前の初日からできます。（一般利用は3か月前の初日から）
- ②施設の使用申込が1か月に4回までできます。（一般利用は原則月1回）
- ③団体活動用の貸ロッカーが無料で利用できます。（希望が多い場合は抽選になります）
- ④男女共同参画センター内にチラシの設置、活動報告の掲示が優先的にできます。
- ⑤ジェフリーすずかウェブサイト等で登録団体の活動を紹介します。
- ⑥男女共同参画に関する情報を提供します。

男女共同参画団体の方々には、年3回の会議にご参加いただいています。また、三重県内男女共同参画連携映画祭やジェフリーふえすたなどの行政主催のイベントにおいて、ボランティアスタッフとしてご協力いただいたり、ご参加いただいています。

詳細については、ジェフリーすずかウェブサイトをご覧ください。

おすすめ図書の紹介



【肉体のジェンダーを笑うな】(集英社) 著：山崎ナオコ

もし夫の胸から「母乳」ならぬ「父乳」が出たら!?
PMS(月経前症候群)を体験できるサーフボードがあったら?
旧来的な性別役割をユーモラスにひっくり返す、想像力にあふれた小説集。

生理用品を無料で配布しています

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な理由で困窮している女性に対して生理用品を無料で配布しています。

【配布場所】 ①健康福祉政策課 ②市民対話課 ③子ども家庭支援課
④社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 ⑤鈴鹿市男女共同参画センター ジェフリーすずか
⑥各地区市民センター (最寄りの地区市民センターで受け取れます)

女性のための電話相談

4月 April 2024

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

○:相談日

059-381-3118 (直通)



相談日：毎週火・木・金曜日

(第4金曜日・休館日を除く)

時間 10:00~12:00 (午前)

13:00~16:00 (午後)

- ・女性の相談員が対応します。
- ・相談は**無料**です。
- ・相談内容などの**秘密は厳守**します。
- ・必要に応じ、面接相談、市役所担当課等をご案内します。
- ・話し中の場合は、時間をおいておかけ直してください。

鈴鹿市男女共同参画センター
(愛称：ジェフリーすずか)

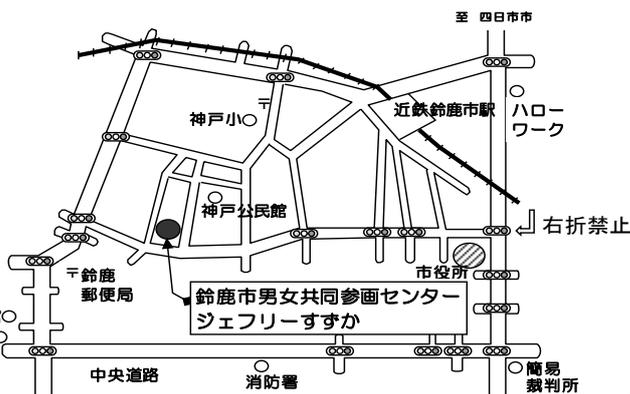
〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号

(かんべ再開発ビル3階)

TEL059-381-3113 FAX059-381-3119

E-mail danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp



ジェフリーすずか

検索